

行方市の主な窓口ガイド

住民の皆さんに関係の深い主な窓口部門を紹介いたします。
それぞれ事務等については、合併時は基本的に現行どおりとなっています。

上質紙を用いた婚姻等の受理証明書	1,400
届出その他の書類の閲覧	350
不在籍・不在住	200
身分証明	200
住民票抄本（個人の写し）	200
住民票謄本（世帯全員の写し）1枚	200
住民基本台帳に関する閲覧（個人別）	200
記載事項証明	200
戸籍の附票	200
住基カード（新規交付）	500
住基カード（再交付）	500
広域交付住民票（個人の写し）	200
広域交付住民票（世帯全員の写し）1枚	200
外国人登録記載事項証明	200
住所証明（軽自動車用）	無料
印鑑証明書	200
印鑑登録（新規）	200
印鑑登録（再登録）	200
認可地縁団体印鑑登録に関する証明	200
認可地縁団体印鑑登録（新規登録）	200
認可地縁団体印鑑登録（再登録）	200
臨時運行許可申請	750
住所表示変更証明書	無料

住所表示変更証明書については、合併により住所表示が変更となったこととともない交付するものです。住民ごとに旧住所及び番地と変更後の新住所及び番地を証明します。

税金

(麻) 税務課 0299-72-0811
(北) 税務室 0291-35-2111
(玉) 税務室 0299-55-0111

税率

個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び法人市民税の税率は、これまでと同じです。

納税通知書

平成17年度に既に発行されている納付書については、平成17年度分に限り、合併後も旧町の納税通知書をお使いいただけます。

次の略は、それぞれの庁舎を表しています。

(麻) 麻生庁舎 0299-72-0811
(北) 北浦庁舎 0291-35-2111
(玉) 玉造庁舎 0299-55-0111

届出・証明書

(麻) 市民室 0299-72-0811
(北) 市民室 0291-35-2111
(玉) 市民課 0299-55-0111

戸籍の届出・住民登録等の窓口

窓口受付は次のようになります。

区分	受付庁舎	
戸籍の届出（出生、婚姻、死亡届出等）	3庁舎	
住民登録（転入、転出等）	3庁舎	
印鑑登録（登録証の発行）	3庁舎	
各種証明書の交付	3庁舎	
臨時運行通行許可（仮ナンバー）	麻生庁舎	
外国人登録	外国人登録・変更	3庁舎 (旧町の区域の庁舎)
	印鑑登録・印鑑登録証明書の交付	
	外国人登録原票記載事項証明書の交付	

夜間の窓口

毎週水曜日、17:15~19:00まで、次の窓口業務を行います。

窓口業務名	受付庁舎
住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録、印鑑証明、身分証明	3庁舎

各種証明書の発行手数料

手数料は、次のようになります。

手数料の種類	手数料(円)
戸籍の謄・抄本	450
戸籍の記録事項証明書	350
除籍の謄・抄本	750
除籍の記録事項証明書	450
戸籍に記載した事項に関する証明	350
除籍に記載した事項に関する証明	450
届出、申請の受理証明	350

国民健康保険

(麻) 市民室 0299-72-0811
 (北) 市民室 0291-35-2111
 (玉) 市民課 0299-55-0111

国民健康保険税

国民健康保険税(医療分・介護分)については、平成17年度は、税率の変更はありません。課税は税務課が行います。

国民健康保険の給付

国民健康保険の給付については、これまでと同じです。

老人保健

老人保健については、これまでと同じです。老人保健制度とは、75歳(一定の障害のある方は65歳)以上の高齢者の方を対象とした医療制度です。

医療福祉制度(マル福制度)

合併の時から、旧北浦町地域も未就学児まで助成の対象となります。また、受給者証は9月まで使用できます。新しい受給者証は9月末までに送付いたします。

介護保険・福祉

(麻) 福祉室 0299-72-0811
 (北) 福祉室 0291-35-2111
 (玉) 福祉課 0299-55-0111

介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、平成17年度中、これまでと同じです。また、年金からの天引きや納付書による徴収なども変わりません。

福祉事務所

合併による市制施行に伴い行方市に福祉事務所が設置されます。これによって、これまで県が行っていた生活保護・家庭児童相談・児童扶養手当・特別障害者手当などの業務と、これまで町で行っていた業務を含めた福祉全般の業務を、福祉事務所(社会福祉課、介護福祉課)で行うこととなります。福祉事務所は玉造庁舎に設置されますが、麻生庁舎及び北浦庁舎の福祉室において相談や申請などの業務を合併前と同様に行います。

125cc以下の原付バイク・トラクター等

現在利用されている、旧町のナンバーはそのまま使用できます。また、3庁舎で登録、変更、廃車ができます。

登録	認印、販売証明書または、譲渡証明書、自賠責保険の証書(トラクター等を除く)を窓口へお持ちください。
変更	名義変更や新市ナンバーに変更を希望される方は、旧ナンバープレート、認印、標識交付証明書、自賠責保険の証書(トラクター等を除く)を窓口へお持ちください。(変更手数料は無料です。)
廃車	ナンバープレート、認印、標識交付証明書を窓口へお持ちください。ナンバープレートをき損または、亡失された場合には、有料となります。

税務証明手数料

手数料は、次のようになります。ただし本人以外は、委任状が必要となります。

手数料の種類	単位	手数料
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300
土地に関する証明	1枚	200
建物に関する証明	1枚	200
資産に関する証明	1枚	200
納税に関する証明	1件	200
公簿、公文書及び図面の閲覧	1件	200
公簿、公文書及び図面の謄抄本	1件	200
差押調書写の閲覧	1件	200
差押証書写の謄抄本	1件	200
軽自動車納税証明(車検用)	1件	無料

納付関係相談

【納付書で納める場合】

3庁舎の窓口及び次の金融機関で納付ができます。
 常陽銀行
 茨城銀行(麻生支店)
 水戸信用金庫(麻生、玉造支店)
 佐原信用金庫(麻生支店)
 なめがた農協(本店及び麻生、北浦、玉造支店)

【口座振替で納める場合】

次の金融機関及び郵便局で振替が可能です。所定の依頼書を提出ください。なお、これまで振替手続きをされている方は、改めて手続きは不要です。
 常陽銀行
 茨城銀行(麻生支店)
 水戸信用金庫(麻生、玉造支店)
 佐原信用金庫(麻生支店)
 なめがた農協(本店及び麻生、北浦、玉造支店)

【納期について】

平成17年度は、これまでの納期と変更ありません。平成18年度から、統一されます。

(北)教育委員会 0291-35-2111
(生涯学習課、スポーツ振興課)

生涯学習施設

【公民館】

平成17年度はこれまでと同じ開館時間、休館日となります。平成18年度から統一した開館時間、休館日となります。

【文化会館】

これまでと同じ扱いとなります。

【図書館】

これまでと同じ扱いとなります。

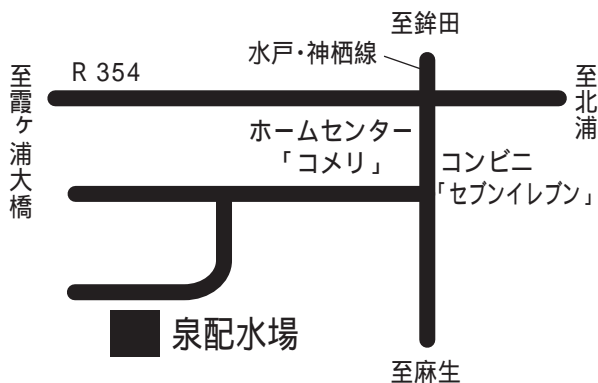
【体育施設】

これまでと同じ扱いとなります。

上下水道

(玉造泉配水場)水道課 0299-55-1108
行方市玉造甲3452-1

【水道課案内図】



上水道

【水道料金】

水道料金については、従来どおりです。水道課は泉配水場に設置されますが、水道料は各庁舎にて納付できます。また、金融機関の他、郵便局での納付もできます。口座振替についても税金と同じ扱いですので、これまで手続きされた方は改めての手続きは必要ありません。

(玉)下水道課 0299-55-0111

下水道

【下水道料金】

受益者負担金・分担金の料金及び一括納付の報奨金については、これまでと同じです。納期については、平成17年度はこれまでと同じですが、18年度から統一をします。また、下水道課は玉造庁舎のみ設置されますが、他の庁舎においても納付はできます。

行方市福祉事務所が行う業務は次のとおりです。

社会福祉関係

- ・民生委員や生活保護などに関する業務を行います。
- ・生活保護費の支給や診療連絡票の交付については、従来どおり3庁舎で取り扱います。

障害福祉関係

- ・障害福祉(身体障害、知的障害、精神障害)に関する業務を行います。
- ・障害者手帳や補装具などの申請は、従来どおり3庁舎で取り扱います。

児童福祉関係

- ・児童福祉や保育所などに関する業務を行います。
- ・保育所の入所や児童手当などの認定請求は、従来どおり3庁舎で取り扱います。
- ・玉造庁舎の社会福祉課に家庭相談員が配置され、家庭における児童養育の相談などに応じます。

高齢福祉関係

- ・高齢者福祉に関する業務を行います。
- ・高齢者福祉に関する各種申請は、従来どおり3庁舎で取り扱います。

保育所の保育料

保育料については、平成17年度はこれまでと同じ額です。

健康

(麻)麻生保健センター 0299-72-1523
(北)北浦保健センター 0291-34-6200
(玉)健康増進課(玉造保健センター) 0299-55-3240

各種検診

【基本検診、結核検診、婦人科検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、肝炎検査、骨粗鬆症検診】

平成17年度はこれまでと同じです。平成18年度から統一します。

【乳児検診、育児相談、新生児訪問、マタニティスクール、離乳食教室、言葉の相談、どんぐり教室、思春期教室】

平成17年度はこれまでと同じです。平成18年度から統一します。

教育

(北)教育委員会 0291-35-2111
(学校教育課)

公立幼稚園

公立幼稚園入園料、授業料、保育時間については、平成17年度はこれまでと同じです。平成18年度より統一していきます。